

③窓口業務の連絡調整

市民課は市民生活に直結する事務を行っている本庁機関のひとつである。一方で、自治体の区域内に支所、出張所あるいは地域自治区の事務所を設けて窓口業務を行う場合がある。これらの機関との連絡調整を市民課が担うことが少なくない。ただし、支所等では、市民課の担当業務以外にも税関係など守備範囲が広く、実際には本庁の担当セクションと個々に事務連絡を行うことになる。ここでの市民課の仕事は、窓口業務の取りまとめ役としての機能を果たすことであろう。

以上、市民課の仕事を総括すると、個別の法律の執行をメインとし、国から発せられる通知や要領等に従って処理するのが一般的な姿といえよう。そして、関係する国の機関も、法務省、総務省、厚生労働省、税務署、地方検察庁、裁判所など多岐にわたる。このような環境のもと、いわゆる国照会法務という仕事の仕方が根付いていたとも考えられる。ただし、都道府県との関係を見ると、他のセクションに比べその関与は強くなく、都道府県は、法定受託事務であれば国の代弁、自治事務であれば市町村の責任に委ねるという姿勢をとっている。

いずれにせよ、分権時代の現在、市民課の法執行に自己責任と自己決定が活かせるよう改善していくことが、市民課において政策法務を推進していく上で不可欠な要素であろう。

市民課を取り巻く環境・課題・展望

市民課が以上のような日常業務を担当する中で、近年の社会環境の変化に伴い生じている課題がいくつか挙げら

れる。

①住基ネット訴訟

住基ネットがプライバシー権を侵害し憲法違反であるとして、全国各地で国、自治体、地方自治情報センターなどを相手に、住基ネットの差し止めを求める訴訟が続発している。この問題につき、最高裁は、二〇〇八年三月六日に「侵害には当たらず、合憲」との初の判断を示した。判例は住基ネットを合憲としたが、市町村は、訴訟の前提となった個人情報保護の精神を十分に理解し、住基ネットを機械的に運用するのみならず、住民のプライバシー保護に万全を期しつつ、行政サービスの向上という両面を推進していくことが求められよう。

②住民基本台帳の大量閲覧対策

従前、住民基本台帳法の閲覧は何人も請求することができた。市町村長は、不当な目的その他請求を拒むに足りる理由がある場合は当該請求を拒否できたが、実務上この判断は容易ではなく、営利目的の閲覧や大量閲覧が容認されてきた。その結果、二〇〇五年に住民基本台帳閲覧制度を悪用した刑事事件（住民基本台帳を閲覧して探し出した母子家庭の民家に犯人が侵入し、留守番をしていた少女がレイプされた事件）が発生した。

このような事態に及び、法改正が遅れているとの認識から、横浜市をはじめとするいくつかの自治体で住民基本台帳法の閲覧に関する要綱を策定し、閲覧の時間制限、閲覧事項の転記の禁止（閲読規定）などにより、台帳閲覧の適正性を確保した。この対応は、住民基本台帳法を独自に解釈し運用しようとする法執行法務といえる。また、熊本市、萩市、佐賀市などでは住民基本台帳の閲覧を制限する条例の制定に及んだ。さらに一歩踏み込んだ立法法

episode

その名前、待った！

——命名をめぐる基準

6

▽ ① ▽

「出生届を提出に来たんですが、記入の仕方はこれでいいですか？」

梅雨の合い間のある晴れた日のこと、一人の男性がなぎさ市市民課の窓口を訪れた。丹羽大介はいつものようにすばやく窓口に歩み寄り対応した。届を受け取った大介は、慣れた手つきで届に書かれた子どもの名前を人名用漢字一覧表でチェックした。しかし、その名前の漢字は一覧表に載っていない。

「恐縮ですが、この漢字はお名前にお使いいただけません。この一覧表に載っている漢字を使っていたくことになっているんです」

大介は、人名用漢字一覧表*1を示しながら言った。

「ええっ、そんなこといきなり言われても……。思い入れのある漢字なので、何とか受け付けてもらえませんか」

男は懇願するように大介に言った。しかし、いくら懇願されても大介は法律を無視することはない。

「お気持ちはわかりますが、法律で決まっておりますので、市役所としてはどうしようもな

*1 戸籍法施行規則別表第二「人名用漢字別表」のこと。

——夏目さん、この前の電話では声を荒げていたらしいけど、ちゃんと説明してわかってもらえてよかった。やっぱり住民の方にはきちんと説明しないとね。でも、まずそのためには説明できるだけの知識がないとなあ。



ワンポイント解説

受託業者の社員の悪意によるデータ流出。これも市が責任（国家賠償）を負わねばならない？

一見、不合理に見えるが、今回の事例で、受託者が与えた損害だとしても市の責任が重大であることが理解できたのではないだろうか。

そこで、応用問題。

公の施設の指定管理者や建築確認事務を取り扱う指定確認検査機関が行った違法行為で市民に損害を与えた場合はどうなるか。考えてみよう。

また、国家賠償法一条の「公務員」の範囲は広範にわたることがわかったが、これに対し、地方公務員法が適用される対象は誰か、この点も確認しておこう。

「届を出したら本当に終わりになっちゃうわよ。すぐに連絡しなさい」

「でも今はまだ連絡する気になれないし」

「そんなことを言っている場合じゃないでしょう! でも、どうしても嫌なら、届出を受け付けないように市役所に相談してみたら?」

▽
②
△

午後、智子は市役所の市民課の窓口を訪れ、事情を説明した。市民課で受付を担当したのは、佐藤美紀である。

「それでしたら、離婚届の不受理申出書を提出していただければ大丈夫です。申出書が提出されれば、離婚届が受理されることはありません」

説明を受けて、智子は安心して不受理申出書を提出して帰っていった。

数時間後、今度は哲哉が市民課の窓口を訪れた。智子が置いていった離婚届を提出するためである。

再び応対した美紀は、届を受け取ると、すぐに気がついた。

——この人、さっきの不受理申出書の人のご主人だわ。

「大変申し訳ありませんが、奥様から離婚届の不受理申出書が提出されておりますので、この届を受け付けることはできません」

「不受理届って? 離婚届を受け取るなっていう届?! この離婚届も確かに妻が書いたもの



だし、わけがわからない」

「奥様が実際に離婚届をお書きになったかどうかではなくて、この不受理申出書が提出されていると届を受理することはできないんです」

「だから、不受理届って一体何なんだ？　ちゃんと説明しろよ」

段々興奮してきた哲哉は、美紀に詰め寄った。

「ちゃんと説明させていただきますので、落ち着いてください。この不受理制度は、戸籍法の第二十七条の二第三項および四項にこのように規定されています」

美紀は手元にあった六法を開き、条文を示しながら言った。

「法律に書いてあるからっていう